

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律項及び根拠そ拠記	一 發行号名称及び記	○ 平成省令第国債の發行等告示第百六十号に關する省令(昭和五十年)の規定に基づく大藏省の、
定特あ争争う札価振の以律社六一法会一るた運十財七利 め別つ入入。へ格替適下へ債十項律計号法め営四政回付 る参て札札に以を機用「平、二、第に」律のに号法「國庫債券 も加、と發によ下競闘を振替株式第二関第へ公必」(昭和二十一年)の規定に基づく大藏省の、	の者財同行る価に受けけるも本銀銀行の競争とし、「 にご務時一發格付法律第十七年法の振替法」といふ よと大にと行格付法律第十七年法の振替法」といふ るに臣行い(以争て行のう。)下入行とどくに 発応がわう(以争て行のう。)下入行とどくに 行募各れ。下入行とどくに (限國る、「札わする。」の額市札格格とる。そ規 以下度債入価値れる。その定法	の法律項及び根拠そ拠記	の法律項及び根拠そ拠記	財務大臣(麻生太郎)の、

六
イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

五
口 イ
方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

必一つ定う億額
要億いにち円面
な六て基、金
財百はづ財額
源二、き政で
の十額発法二
確万面行第兆
保円金し四二
を、額た条千
図財で利第九
る政二付一百
た運百国項二
め営四債の十
のに十に規二

込募各当も各
み限國ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
.各の割高
申応りい

發別にご務後格競債
行參よと大に競争市
「加るに臣行争入場
と者發応がわ入札特
い・行募各れ札發別
う第へ限國るの行參
。II以度債入募「加
非下額市札入と者
価「を場でのい・
格國定特あ決う第
競債め別つ定一
争市る參てを及非
入場も加、しご価
札特の者財た価格

七

口イ
払

ハ

口

特国入価込	行争非者	特国行争非者	特国
別債札格金	入価・別債	入価・別債	
参考市発競金	札格第参市	札格第参市	
加場行争額	発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	

円二万二千円兆九千七百一億二千七五百	でた条特千利第別七付一會百国項計七債のに十に規関五つ定す億いにる円て基法、づ律額き第面發四金行十額し七	でた条特六一付一百付一二額發四万面行第公二利第別十兆国項六国項十面行十円金し二債千付一會五八債の十債の五金し六、額た条の七国項計万千に規万に規万額た条特で利第発十債のに円五つ定円つ定円で利第別千付一行二に規関百いに、いに、百付一會九国項の億つ定す七て基同て基同五国項計百債の特円いにる十はづ法はづ法十債のに二に規例て基法三、き第、き第七に規関十つ定に、づ律億額發六二發四億つ定す億いに關額き第四面行十千行十三いにる八て基す面發四千金し二三し七千て基法百はづる金行十五額た条十た条八はづ律三、き法額し七百で利第億利第百、き第十額發律
--------------------	---	---

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一
發

經利入価・別債行争非者特国入価發
過札格第参市及入価・別債札格行行
利發競II加場び札格第参市發競価
子率行争非者特国發競I加場行争格日

九
八
ハ

振額最
替低行争非者特国行争非者
額入価・別債入価・
單面札格第参市札格第
位金發競II加場發競I

募年
入〇
決・
定一
のパ
通ト
知セ
をン
受ト
受け
た者
者は
、

二額錢額平す額の振五円千
錢面以面成るの記替万七
金上金二。整載法円百
額の額十數又の九
百そ百八倍は規十
円れ円年の記定六
にぞに三金録に億
つれつ月額はよ六
きのきニに、る千
百応百二十よ最振五
一募一ニる低替百
円価円日も額口五十
二格十の面座万
十七と金簿

二 十 十 十 十 五

十四 の 払込み 初期利益子

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

の
払
込
み

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成十三年三月二十日
につき百円額面金額を支払う。日本銀行

財務大臣から通知を受けた者
平成二十八年三月二十二日

払込金額に加え、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。
額面金額の総額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$
平成二十八年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、「次号及び第十六号において
同じ。」）。
規定する期日について同じ。）。